

当金庫では、マイナンバー制度の開始により個人番号（マイナンバー）・法人番号の届けを願ひしてあります。

1. マイナンバー制度について、

マイナンバー制度とは、平成 28 年 1 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づきスタートしたもので、国内に住民登録をしている全ての個人に 12 桁の個人番号が、国内の法人に 13 桁の法人番号が割り振られます。

2. 個人番号（マイナンバー）・法人番号のご提出の願ひ

平成 28 年 1 月以降、税分野での行政手続（法定調書や非課税貯蓄申告書などへの記載等）のため、お客様に個人番号（マイナンバー）・法人番号の提示を願ひしてあります。ご理解、ご協力くださいますよう、願ひ申し上げます。

尚、ご提出にあたっては、本人確認書類のご提示を願ひいたします。

3. 個人番号（マイナンバー）・法人番号のご提出が必要となる主な取引について

（1）個人のお客様

- ・出資金申込時
 - ・投信・公共債など証券取引全般
（投資信託・公共債の口座開設・特定口座、非課税口座開設など）
 - ・マル優・マル特
 - ・財形貯蓄（年金・住宅）
 - ・外国送金（支払い・受け取り）など
- ※届出事項変更時にもご提出を願ひする場合がございます。

（2）法人のお客様

- ・出資金申込時
 - ・投信・公共債など証券取引全般
（投資信託・公共債の口座開設など）
 - ・定期預金・定期積金・通知預金の新規預け入れなど
 - ・外国送金（支払い・受け取り）など
- ※届出事項変更時にもご提出を願ひする場合がございます。

4. ご参考

マイナンバー制度の詳細情報は、内閣官房ホームページのマイナンバー社会保障・税番号制度においてご確認ください。